

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

定期種牡畜検査の実施

解除予定の保安林(二件)

新たに行おうとする土地改良事業の認可

都市計画の変更

◇ 告 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施

技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第三百六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三

十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十三年三月七日	山口齒科医院	米子市錦町三丁目九〇

鳥取県告示第三百七号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査の期日	検査時間	検 査 の 場 所
四月二十四日	十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
四月二十五日	"	"
四月二十六日	"	鳥取市国安 東部家畜市場
四月二十七日	"	境港市竹内町 余子検査場
四月二十八日	"	米子市吉岡 西部家畜市場

鳥取県告示第三百八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字鴨部字水越谷九三三の一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字新川前二二九三の三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百十号

大原土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（大原地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月二十八日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画 市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 市街化区域

変更する部分

米子市富益町字新開九

(2) 市街化調整区域

変更する部分

米子市富森町字新開九

三 練習場所

鳥取市東町一丁目三〇番 鳥取県土木部都市計画課

公 告

高压ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和53年度上期高压ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和53年4月4日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日

昭和53年5月28日

2 場所

鳥取市及び米子市

3 試験の種類, 試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
丙種化学責任者免状に係る試験	高压ガス取締法に係る法令	9時30分から10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術(特別試験科目を申請した者にあつては、高压ガスの製造に必要な基	10時45分から12時15分まで

基礎的な保安管理の技術)

液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学(特別試験科目を申請した者にあつては、高压ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学)

13時から15時まで

第三種冷凍機械責任者免状に係る試験

高压ガス取締法に係る法令

9時30分から10時30分まで

冷凍のための高压ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術

10時45分から12時15分まで

〔備考〕 特別試験科目とは、高压ガス製造保安責任者試験及び高压ガス販売主任者試験規則(昭和41年通商産業省令第54号)第6条第2項に規定する「特別試験科目」をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のもので、

その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

(4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料 1,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和53年4月11日から昭和53年4月21日まで

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和53年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和53年4月4日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施する検定職種

造園、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、板金、仕上げ、電気

機器組立て、婦人子供服製造、木工機械調整、木工、製版、印刷、プラスチック成形、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、床仕上げ施工、とび、塗装、広告美術仕上げ

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和53年6月29日(木)から昭和53年9月30日(土)までの間に

おいて、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和53年6月14日(水)に鳥取県技能検定協会

の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械加工、電気機器組立て、木工、左官、タイル張り	昭和53年 9月10日(日)

造園、木工機械調整、製版、プロック建築、とび、 星製作、床仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ	昭和53年 9月17日(日)
鋳造、金属プレス加工、鉄工、板金、仕上げ、婦 人子供服製造、印刷、プラスチック成形	昭和53年 9月24日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手續

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目305 鳥取県技能検定協会(電話鳥取22—3494)

(3) 受付期間

昭和53年 5月 1日(月) から昭和53年 5月12日(金) まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、50円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	園	手 数 料
造	園	7,000円
鋳	造	8,500円
機	械 加 工	8,500円
金	属 プ レ ス 加 工	8,500円
鉄	工	8,500円
板	金	7,000円
仕	上 げ	8,500円
電	気 機 器 組 立 て	8,500円
婦	人 子 供 服 製 造	7,000円
木	工 機 械 調 整	8,000円
木	工	6,500円
製	版	8,000円
印	刷	8,000円

プ ラ ス チ ク 成 形	8,000円
左 官	7,000円
プ ロ ッ ク 建 築	7,500円
タ イ ル 張 り	7,500円
畳 製 作	7,000円
床 仕 上 げ 施 工	8,500円
と び	8,500円
塗 装	7,500円
広 告 美 術 仕 上 げ	8,000円

イ 学科試験の手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和58年10月17日(火)書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和58年10月下旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。